議案第88号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村 職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可) の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校 給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総 務大臣の許可の日から施行する。